

## 公益社団法人西部海難防止協会 常務理事 の選考経過及び任命理由

当協会の目的は、本会は、九州、沖縄及び山口県の沿岸及びその付近水域における海難の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止に関し必要な事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することであり、平成25年4月1日に公益社団法人として内閣府の認定を受けています。

そうした組織にあつて、常務理事としての職務内容は、専務理事を補佐して業務執行理事として事業部の分掌事務、航行安全支援業務本部及び会長の特命事項を処理していくことであり、常務理事としての職務内容は、その職務遂行のためには、調査研究事業或いは航行安全支援業務に関する十分な知識と能力が求められます。

調査研究事業或いは航行安全支援業務を実施するうえで、海事関係法令の知識はもとより船舶職員としての実務経験を有し、海上を熟知していること、更には、調査研究委員会等に関する業務経験を有していることが不可欠となっています。

今回の常務理事の選考に当たっては、渡邊晃久氏について当協会に設置した役員候補者評価委員会による書類審査及び面接審査を行い常務理事として適任であるとの評価を受けたことから総会において同氏を理事に選任し、その後、理事の互選により常務理事に選任したところであります。

渡邊常務理事候補は、令和5年3月から現在まで当協会上席研究員として豊富な知識・経験をもとに調査研究事業を的確に執行してきました。

過去には、海上保安部長、管区海上保安本部長として組織運営の経験を有し、海上勤務としての乗船経験も有するとともに、港長として航行安全業務等に精通するなど、当会の常務理事に必要とされる能力、経験が十分に備わっており、かつ、管区海上保安本部長としての高い見識と海上交通の安全に寄与するという目的意識と意欲を併せ持っており、当協会の常務理事として相応しいと判断されました。